

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕 〔見込〕	本年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	963,929	1,004,739	977,683	982,958	955,758	931,799	871,747	843,210	831,806	821,645	805,158	782,548	769,666	
	(1) 営 業 収 益 (B)	405,840	430,131	419,059	427,107	403,937	387,134	385,416	383,049	380,684	379,544	378,767	381,783	383,209	
	ア 料 金 収 入	386,321	405,572	397,478	401,221	403,937	387,134	385,416	383,049	380,684	379,544	378,767	381,783	383,209	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他	19,519	24,559	21,581	25,886										
	(2) 営 業 外 収 益	558,089	574,608	558,624	555,851	551,821	544,665	486,331	460,161	451,122	442,101	426,391	400,765	386,457	
	ア 他 会 計 繰 入 金	557,959	574,484	558,624	555,851	551,821	544,665	486,331	460,161	451,122	442,101	426,391	400,765	386,457	
	イ そ の 他	130	124												
	2 総 費 用 (D)	702,146	731,592	678,488	667,380	655,395	644,476	633,680	623,928	614,283	604,622	595,539	587,571	579,168	
	(1) 営 業 費 用	420,203	462,234	422,970	426,571	429,232	433,011	436,676	440,384	444,046	447,621	451,262	454,781	456,290	
	ア 職 員 給 与 費	50,431	53,618	49,487	49,487	49,487	49,487	49,487	49,487	49,487	49,487	49,487	49,487	49,487	
	ウ ち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	369,772	408,616	373,483	377,084	379,745	383,524	387,189	390,897	394,559	398,134	401,775	405,294	406,803	
	(2) 営 業 外 費 用	281,943	269,358	255,518	240,809	226,163	211,465	197,004	183,544	170,237	157,001	144,277	132,790	122,878	
ア 支 払 利 息	281,943	269,358	255,518	240,809	226,163	211,465	197,004	183,544	170,237	157,001	144,277	132,790	122,878		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	261,783	273,147	299,195	315,578	300,363	287,323	238,067	219,282	217,523	217,023	209,619	194,977	190,498		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	748,043	902,334	901,996	939,571	949,449	986,087	924,590	907,692	904,685	888,291	882,400	876,878	858,168	
	(1) 地 方 債	225,306	304,917	154,007	167,307	170,090	177,226	159,226	160,226	160,726	160,226	174,226	186,226	184,226	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	64,806	75,517												
	(2) 他 会 計 補 助 金	364,941	416,516	574,278	595,484	590,486	637,297	593,800	575,902	570,895	556,501	531,610	499,088	482,378	
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	119,992	147,430	153,824	147,887	172,883	137,432	137,432	137,432	138,932	137,432	142,432	157,432	157,432	
	(6) 工 事 負 担 金	37,658	28,005	19,887	28,893	15,990	34,132	34,132	34,132	34,132	34,132	34,132	34,132	34,132	
	(7) そ の 他	146	5,466												
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,141,900	1,291,594	1,212,942	1,255,149	1,249,812	1,273,410	1,162,657	1,126,974	1,122,208	1,105,314	1,092,019	1,071,855	1,048,666	
	(1) 建 設 改 良 費	348,147	459,605	364,648	397,647	388,647	412,147	394,147	395,147	397,147	395,147	414,147	441,147	439,147	
	ウ ち 職 員 給 与 費	37,471	48,082	37,471	37,471	37,471	37,471	37,471	37,471	37,471	37,471	37,471	37,471	37,471	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	793,753	831,989	848,294	857,502	861,165	861,263	768,510	731,827	725,061	710,167	677,872	630,708	609,519	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 393,857	△ 389,260	△ 310,946	△ 315,578	△ 300,363	△ 287,323	△ 238,067	△ 219,282	△ 217,523	△ 217,023	△ 209,619	△ 194,977	△ 190,498		

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算見込)											
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 132,074	△ 116,113	△ 11,751									
積 立 金	(K)		60	24										
前年度からの繰越金	(L)		10,345	8,405	11,751									
前年度繰上充用金	(M)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	△ 121,789	△ 107,732										
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)		3,199	4,258										
実 質 収 支	黒字 (P)		5,206	7,493										
	赤字 (Q)													
赤字比率	$(\frac{Q}{(B)-(C)}) \times 100$		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率	$(\frac{A}{(D)+(H)}) \times 100$		64.4	64.2	64.0	64.4	63.0	61.8	62.1	62.1	62.4	63.2	64.2	64.7
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	(S)	405,840	430,131	419,059	427,107	403,937	387,134	385,416	383,049	380,684	379,544	378,767	381,783
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地 方 債 残 高	(X)		13,497,336	13,089,747	12,122,187	11,431,992	10,740,917	10,056,880	9,447,596	8,875,995	8,311,660	7,761,719	7,258,074	6,813,591

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算見込)											
収益的収支分			557,959	574,484	558,624	555,851	551,821	544,665	486,331	460,161	451,122	442,101	426,391	400,765
	うち基準内繰入金		557,959	574,484	558,624	555,851	551,821	544,665	486,331	460,161	451,122	442,101	426,391	400,765
	うち基準外繰入金													
資本的収支分			364,941	416,516	574,285	595,491	590,576	637,323	593,826	575,928	570,921	556,527	531,636	499,114
	うち基準内繰入金		28,170	31,963	30,875	30,631	30,580	30,049	27,913	26,681	25,886	24,780	23,064	20,782
	うち基準外繰入金		336,771	384,553	543,410	564,860	559,996	607,274	565,913	549,247	545,035	531,747	508,572	478,332
合 計			922,900	991,000	1,132,909	1,151,342	1,142,397	1,181,988	1,080,157	1,036,089	1,022,043	998,628	958,027	899,879

投資・財政計画(説明)

投資についての説明

現在、計画区域の面整備が完了していない公共下水道及び特定環境保全公共下水道の湯沢処理区については、整備中の公共下水道愛宕分区、同前森分区及び特定環境保全公共下水道倉内分区の管渠整備を続けるとともに、未着手の公共下水道岩崎分区を併せて平成37年度までに概成します。

湯沢浄化センターの施設更新については、平成24年度策定の長寿命化計画に基づき平成29年度までに機械設備等の更新を行うと共に、耐用年数により平成38年度から施設更新を行います。

特定環境保全公共下水道の湯沢処理区以外の5処理区については、既に面整備が終了していることから耐用年数によりそれぞれ小安処理区が平成35年度から、皆瀬処理区及び稲川処理区が平成38年度から、院内処理区が平成39年度から浄化センター施設の更新を行います。

農業集落排水施設については、平成26年度から実施している山田中央処理区の機能強化事業を継続し、平成29年度まで山田中央処理区を山田東部処理区に接続します。また、耐用年数により深堀処理区を平成32年度から38年度にかけて山田東部処理区に接続、山田東部処理区を平成36年度から45年度にかけて公共下水道に接続、松岡処理区を平成44年度から49年度にかけて公共下水道に接続します。

平成20年度生活排水処理整備構想において集合処理として計画していた特定環境保全公共下水道雄勝処理区及び農業集落排水施設湯沢南部処理区については、整備手法の再検討を行い建設事業費及び運営管理費を勘案して経済性を比較した結果、個別処理が有利と判断されたことから個別処理区に変更し、補助金の交付により個人設置型合併処理浄化槽の整備を促します。

市設置合併処理浄化槽については、耐用年数により皆瀬地区は平成41年度から、稲川地区は平成44年度からそれぞれ更新を行います。

財源についての説明

管渠埋設事業、長寿命化事業、機能強化事業及び施設更新事業にあたっては、社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金を活用し、残りの市負担分については、市債を充当することとし事業を進めます。ただし、毎年度の元金償還金を超えない範囲で市債を発行することにより市債残高の低減を図ります。

使用料体系が旧市町村ごと及び事業ごとに異なっていたことから、平成22年に集合処理の使用料と合併処理浄化槽の使用料をそれぞれ統一するため条例を改正し、平成30年までに段階的に引き上げることになっています。また、使用料の収納率は、水道事業管理者への料金徴収委託により高水準となっていますが、水道に加入していない利用者に係る滞納額が多いことから、滞納対策を強化し収納率のさらなる向上を目指します。